

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会

第9回買取制度小委員会／第11回RPS法小委員会

合同委員会

日時：平成22年11月15日（月） 11:30～13:30

場所：経済産業省別館10階 1028号会議室

1. 開会

○柏木委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会、新エネ部会並びに電気事業分科会、第9回買取制度小委員会、及び総合資源エネルギー調査会の新エネ部会の第11回RPS法の小委員会を合同で開催させていただきます。

本日はご多用中のところ、お昼時間に大勢の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。このたび、総合資源エネルギー調査会の新エネ部会長、私がこの1月まで新エネ部会長を拝命しておりましたけれども、10年ルールというのがございまして辞任をいたしておりました、その後任は山地憲治先生が部会長をしておられまして、山地部会長から今度ご指名をいただきまして、RPS法の小委員会の委員長を私が務めることになりました、柏木孝夫でございます。よろしくお願い申し上げます。

今回は買取制度小委員会とRPS法小委員会の委員会の方々一同にお集まりいただきまして、我が国の再生可能エネルギーの普及に向けた支援制度につきまして、ご議論いただきたいと思います。と思っております。

全量買取制度につきましては、昨年の11月に再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム、これは政治主導で政務三役がオーガナイズされたプロジェクトチームでございまして、その中で検討が行われてまいりました。本年7月にプロジェクトチームが取りまとめました制度の大枠に基づきまして、現在、買取制度小委員会におきまして制度の詳細設計を行っているところでございます。既に2回ほど、制度の詳細について議論を行ってまいりました。そして、全量買取制度を創設することとなりますと、現在、国が実施しております、電力事業者に再生可能エネルギー電気の調達を義務づけておりますRPS制度との関係をどういうふうに持っていくのか、これを明らかにする必要が出てま

います。今回、RPS制度の議論の場でありますRPS法小委員会との合同開催ということにさせていただいたという経緯がございます。両委員会とも、たまたま私が双方の委員長をしておりますので、今日の合同委員会につきましても委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は初めてという方も多くいらっしゃいますので、本来であれば皆様方に一言いただくところがございますけれども、今、数えましたら今日は33名いらっしゃいます。新エネ部会も大体30名から30数名ですから、まあ、慣れてはいますけれども、ただ、時間の中で最大限の効果を上げるということになりますと、意見交換の際に、ご発言の冒頭に簡単に自己紹介とごあいさつをいただければと思っております。一応、今日は1時半までの予定で、あまり延長ができない状況でございますので、くれぐれもどうぞご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず、本日の資料につきまして、事務局から確認をさせていただきます。渡邊課長、よろしくお願いします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

資料でございますけれども、資料1から4と、それから参考資料1でございます。おそろいでしょうか。大丈夫でしょうかね。

○柏木委員長

よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。なお、カメラの撮影はここまでとさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

2. 議題

(1)再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について

○柏木委員長

本日は、資料3に基づきまして、再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計につきましてご説明をさせていただいた後に、皆様にご議論いただきます。よろしくお願いいたします。

○渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは、お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。まず、資料3をおめくり

いただきまして、今日初めての方もいらっしゃると思いますので、これまでの経緯等を簡単にご説明いたします。

まず、資料3の1ページでございます。ただいま柏木先生から冒頭、ごあいさつございましたけれども、昨年11月に、経済産業省に政務三役を中心とするプロジェクトチームができて、そこでこの全量買取制度について検討してまいりました。数回の会合とヒアリング、それから全国で二十数カ所での説明会と申しますか、意見聴取なんかもやりました。それから海外調査等もありまして、ことしの7月に大枠というのを定めさせていただいております。大枠は、今日、参考資料1でお配りしておりますけれども、大枠の概要をこの後、次のページでご説明いたします。この買取制度小委員会は大枠の内容に基づきまして、より詳細な制度設計のための検討を続けているということでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。制度の大枠の概要でございます。まず、買取対象につきましては、実用化されているすべての再生可能エネルギーを対象とするということでございます。ただ、例えば水力発電につきましては、大規模なものは既に商業運転しているということで除く。あるいはバイオマスにつきましては、他の産業、他の用途への影響等、配慮しながら買取範囲を決めるということになっております。また、住宅用タイプにつきましては既に買取制度がスタートしておりますけれども、現在、余剰電力買取制度ということでスタートしております。この制度を変更することのコスト等を考えながら、慎重にその検討をしているというところでございます。

それから、今日の議題にもなりますけれども、新しい設備については当然、買取対象ということでございますけれども、既設の設備をどうするかということにつきましては、価格等に差をつけて、当面の間買い取るというような検討がなされております。

それから、買取価格と期間についてでございますけれども、太陽光以外につきましては15～20円/kWhで15～20年程度ということでございます。一律の買取価格ということ。この一律ということについては、エネルギー間の競争を促すということをよく私どもが説明をしているものですから、一部のエネルギーが入らないかのような、そういうやや禁止的な価格をイメージされている方もいらっしゃるかもしれませんが、決してそういうことではなくて、ある程度ご努力をいただければすべてのエネルギーがやれる範囲ということで、20円近い価格でということと今まで議論が進んでいると思います。一律の価格にすることによって、同じ導入量を導入するのであれば、比較的費用対効果の高い導入の方法なのではないかということでございます。

太陽光発電等につきましては、当面は高い価格で買い取ってだんだん下げていくということでございます。

費用負担につきましては、電気料金に上乗せする方式ということで、地域間で負担が変わることになりますとどうかということがありまして、地域間調整を行うことを基本としております。

電力システムの安定化対策につきましては、引き続き技術開発等を進めていくということでございますけれども、できる限り抑制を図ろうということございまして、例えば、太陽光発電の電気が発電し過ぎてしまうようなときには出力抑制をかけるとか、そういったことについても検討を進めていくということでございます。

その他としましては、この買取制度のほかにも再生可能エネルギーの導入を促進するためのさまざまな規制緩和ですとか、あるいはこの制度自体、3～5年程度で順次、機動的に見直していくといったことが書かれております。

めくっていただきまして、3ページ目でございます。議論の対象でございます。買取制度小委員会は過去に3回ほど議論をしてまいりまして、赤枠で囲ったところが今回でございますが、RPS制度の今後の取り扱いと、それから新設・既設の設備の扱いということが議題になります。

4ページ、5ページはこの後のご説明とオーバーラップしますので割愛させていただきます。これは買取制度小委員会で以前、論点の整理をしたときに使った紙でございます。

7ページからが資料の本体のご説明になります。まず、資料7ページがRPS制度の成果ということですが、これまでの評価ということにもなろうかと思えます。2003年から、RPS法によって新エネルギーの導入量というのを増やしてまいりました。およそ7年間で約2倍ぐらいに、再生可能エネルギーの電気の供給量は増加しているということでございます。

8ページでございます。RPS制度をずっと続けてきたわけですが、最近の大きな変化としましては、8ページの1つ目の○にございますけれども、新エネルギー、再生可能エネルギーの目標量について、かなり高い数値目標が閣議決定されているわけでありまして。2020年に10%という目標があげられております。

こういう中で、非常に高い目標を課していくということになりますと、目標だけ高くすればいいのかというと、高い目標だけ課しても電源が調達できないとか、そういった事態も考えられるのではないかという心配もございます。そういう中で、需給といたしますか、

再生可能エネルギーの供給のバランスによって相対で価格が決まっていくような制度と違って、最初から買取価格と期間が決まっている制度のほうが、再生可能エネルギーの投資というのを考えると確実性が高いのではないかとということでございまして、そういった考え方で買取制度を導入しようということでございます。

9ページでございます。実は、既に前回のR P S小委員会——かなり前にご議論させていただきましたけれども、太陽光発電につきましては既に取り制度がスタートしております。昨年の11月に買取制度はスタートいたしました。そのときに、9ページの下の方の図でありますけれども、従来のR P S法の中から太陽光部分、買取対象になる住宅用太陽光等を除外するというようなことがなされています。実際には、買取りの罰則のかかる義務対象の中には太陽光発電は入れないというようなオペレーションをしたところでございます。GとかTとか、9ページの下の方の図に書いてございます。Tというのはいわゆる義務——罰則のかかる義務でございまして、罰則のかからない、全体の国としての目標ということでは、R P Sの対象にならない太陽光についても、一応、目標の中には入っている、こういう構成になっております。

ただ、今回、全量買取制度を検討するというところで、太陽光以外の風力とかバイオマスとか水力とか地熱とかがほとんど買取対象になるということになりますと、R P S法はほとんど空枠といいますか、空になってしまうということで、そういう意味ではR P S法は廃止すると言ってよろしいのではないかと思います。

10ページは、既にスタートしている太陽光の買取制度の導入量の推移でございまして、買取制度スタートして以来、順調に拡大をしているということでございます。

11ページは、R P S法の時期、利用目標量についてでございます。実は、R P S法を廃止する、それで買取制度を導入するというところ考えたときに、R P S法の将来の目標量をどうするかという問題が残っております。11ページの真ん中にごございますように、実は目標量が、今26年度まで決めてございます。また、11ページの下の方に新エネルギーと電気の法律の第3条というのがありますけど、実は4年おきに、その先の8年間の目標を決めなければいけないことになってございまして、自然体でいきますと来年3月にはその後の8年間の目標を決めないといけない、つまり、30年度までの目標を決めないといけない、そういうタイミングに今、実はなっております。ただ、もし買取制度が順調にスタートするというところになりますと、24年度以降については買取制度に移行するだろうということで、目標量につきましては23年度までを実質的に決めておけばよろしいの

ではないかということでございます。

12ページをお願いいたします。RPS法を廃止することになりますと、法律ができた後の新しい設備については、当然、買取対象ということでもいいんですけども、新制度が始まる前の既存の設備、いわゆる既設の設備については、RPS法が廃止された後何もしないと、単に買取価格が下がって操業停止になってしまうじゃないかといったような心配がございます。そこで、RPS法の対象だった設備について何らかの激変緩和措置と申しますか、一定の条件の下で当面の間、買い取るという措置を講じないといけないということでもあります。

12ページの3つ目の○でございますけれども、しかしながら、既設設備の中でも、実はRPS法が導入される前に運転していたすごく古い設備については、これはもともとRPS法があるということを見込まずにつくられたものというふうに考えられますので、RPS法が廃止されたとしても、初期の、当初の投資回収計画への影響はないのではないかと考えられます。したがって、それらについては特段の措置は講じずに、RPS法を導入した後に運転開始した設備については、何らかの激変緩和措置を講じるべきではないかということでございます。

そのことについて、12ページの一番下にチャートと申しますか、線グラフみたいなものがございます。2003年にRPS法が施行されておまして、その後、RPS法認定を受けて、例えばZ年に買い取ったという、そういう設備があったとします。そうすると、既にZ年に買い取っているということもございまして、既設の設備についてはほとんどが補助金が導入され、補助金が交付されている設備であると思われまして、そういうことも考えながら、Z年に既に運転したものについては、あとは(Y-Z)年間だけ買い取る。このYというのは、15年から20年の間で決めるということになっておりますけれども、こういうことでよろしいのではないかと。このときの買取価格のX円につきましては、今申し上げましたように、既存の設備については補助金がまだあったときに建てられたものが多いだろうということと、既に数年間運転しているということもありますけれども、X円につきましては、新しい設備よりは少し低い価格でと。

これをどの程度にするかというのは4つ目の○にございますけれども、例えばRPS制度の下での取引価格を参考にして、RPS制度時代の取引価格から見て、このぐらいの価格で買い取ればやめてしまうということはないんじゃないかという、そういう価格を電源種別に設定するというものではどうかというのが案でございます。

13ページをお願いいたします。「リパワメント」の取扱いということでございます。新設か既設かということのほかにも、実は、部品等を取りかえて出力を向上するという「リパワメント」というのがございます。主に水力発電等であるというふう聞いておりますけれども、水力発電の部品等を取りかえて出力が増強した場合には、コストをかけて出力を増強しているということもございまして、リパワーによって発電量が増加した分については、新しい設備と同じような形で買取対象ということによろしいのではないかとということでございます。なお、中小水力発電につきましては、3万キロワット以下というのが大枠でも定められているところでありまして、リパワメントによる増出力分、出力の増加分が3万キロワット以下であればいいんじゃないかというふう考えております。

最後に、14ページでございます。RPS制度廃止に際して、もう1つ論点がございまして。実は、最初にご説明した7ページのグラフでもお気づきになった方がいらっしゃると思うんですけども、7ページのグラフで、義務量よりも供給実績のほうが超えているんですね。このオーバーした分というのは、実は、1年間だけ持ち越して翌年度の目標達成に使っていい、そういう運用をしております。したがって、RPS法が廃止になると、最後の1年間、持っていた——バンキングというふうに私どもは呼んでいますけれども、これがむだになってしまうんじゃないか、そういうご心配がございまして。しかしながら、バンキング制度というのは、この法律の運用上、補足的、補完的に措置してきたものというふうに私どもは考えておりまして、弾力的な運用の一つということでございまして、そういう意味ではRPS法が廃止された後、バンキング部分については特段の取扱いを行わないというふうに、事務局の案としては考えております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」の意見交換の時間とさせていただきますと思います。ご発言される場合には、順番に指名をさせていただきます……。今日は人数が多いものですから、事務局にお手伝いいただいて、なるべく挙げた順番にというふうに思っておりますけれども、多少、順番が変更される場合があるかもしれません。それはご容赦いただきたいと思っております。ご発言される場合には、ネームカードを立てていただいて、終わったら戻すと。そうしないとコンフューズしますので。というルールでお願いします。

どの観点でも結構ですが、できればR P S小委員会の方々のほうを、どちらかといえば優先させていただければ。既に取り制度のほうは、前回、さっき私は2回と申し上げましたが3回開催しておりますので、また次回もありますのでご発言する機会も多いと思いますので、できるだけ優先させたいと思っております。もし全員挙げますと33人ですか。80分あります。ですから、80分で33名というと、単純に2分から2分半ぐらい。あつという間に終わりますから、ぜひポイントだけ突いてうまく、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ、今のルールに基づきまして。青木委員からどうぞ。

○青木委員

冒頭、ご指名いただきました、電気事業連合会の青木でございます。一般電気事業者の立場として何点か申し上げたいと思ひます。

1点目は、R P S法の今後の扱いでございます。我々電気事業者といたしましては、これまで国の定めましたR P Sの義務量、この達成に向けて再生可能エネの導入に努めまして、実績は、この7ページありますように6年間で2倍以上に拡大しているところでございます。

一方、固定価格買取制度が導入される場合につきましては、昨年の5月から6月にかけてのR P S法小委でも申し上げておりますけれども、国が普及拡大のための価格を設定し、電力はその価格での購入を義務づけられることとなりますので、量の確保は国が責任を持つべきと考えております。つまり、量を増やすための価格設定という手段を電力は持たなくなりますので、電力に義務量を課すべきではないと考えております。

よって、資料の9ページにありますように、固定価格買取制度が太陽光からいわゆる全種全量に拡大される場合——もちろん、全量買取制度の導入につきましては、負担を含めた国民全体の理解が大前提ではありますけれども、導入される場合につきましては、R P S制度廃止という方向でぜひお願ひしたいと思ひます。

なお、電気事業者の再生可能エネルギーの導入義務といたしましては、昨年8月に新しくエネルギー供給構造高度化法が制定されております。そこで非化石電源比率を2020年までに50%以上にすることが義務化されております。これは今のR P S法と同様の罰則付きの規則、規制でございます。大変厳しいものと私どもは受けとめております。私どもにとってのこの目標達成の手段は原子力と再生可能エネルギーということになりますので、電力各社とも自社によるメガソーラー、中小水力、あるいは石炭火力でのバイオ燃料利用などに対して、費用対効果を勘案しながらではありますけれども、引き続き積極的に

取り組んでいくこととなります。引き続き、ご理解、ご支援をお願いしたいと思っております。

2点目は、11ページでございます、RPSの次期目標量でございます。法律上のテクニカルな扱いについては詳しくわかりませんが、考え方といたしましては、24年度以降にRPS法が廃止されるのであれば、それまでの23年度までの目標、これは現行のものをそのまま適用、使うということで十分と思っております。

それから3点目、既設設備の扱いでございます。既設のRPS対象設備につきましては、発電事業者と契約している現場での混乱を防ぐためにも、従来から何らかの経過措置が必要であると申し上げてきたところでありまして、資料の12ページに示された方向で基本的に賛成でございます。

4点目、14ページでございますバンキングの扱いでございます。バンキングにつきましては、目標が楽だったから私どもにたまってきたわけでは決してなく、目標が年々厳しくなる中でのリスク管理、そしてまた再生可能エネルギーの普及に貢献しようと努力してきた、その結果でございます、いわば電力会社のまじめな経営姿勢の成果とご理解いただきたいと思っております。何らかの措置を期待しておりましたので、特段の扱いはしないという方向は大変残念であります。私からは以上であります。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、横山委員、どうぞ。

○横山委員

ご指名ありがとうございます。前回欠席したものですから、若干、前回に対するコメントとして3つほどお話しさせてください。3点ほど。

今日は主にバイオガスプラントの話をしたんですけども、バイオガスプラントの目的は、発電というよりも主に廃棄物処理なんですね。ですから、補助金はあくまでも発電じゃないんです。ねらいは処理にございますから、再生可能エネルギーに対する補助金とは性格が違うわけです。このところをぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、バイオガスプラント以外の発電に関しましては、買取価格の引き上げというエネルギー生産のためのインセンティブ導入に伴って、補助金という別途のインセンティブを廃止することには性があるわけでございます。しかしながら、バイオガスプラントの場合にはぜひ買取制度と補助金廃止とは別に考えていただきたい、それがまず第1点でございます。

2つ目ですが、バイオガスプラントから出ているバイオガスは副産物ですよ、あくまでも処理がメインでございますから。ですから、バイオガスで発電して収益性があるというのは、なかなか考えられない状況があるわけでございます。小型風力発電の場合には太陽光発電と同様に扱うということでございますけれども、バイオガス発電も現時点においては、前々回に申し上げましたけれども、非常にマーケットは小さいわけでございます。しかしながら、適切な買取価格を設定しますとマーケットが広がって、コスト低下が期待できますから、その意味ではバイオマスプラント発電も小型風力発電と同じふうに扱ってほしい、そういう希望でございます。

3つ目は、既存と新設の問題でございます。既設のバイオガスプラントの発電量は非常に限定された水準にとどまっているわけですが、現状は。しかも、将来における買取価格の引き上げを期待してつくっている場合もございます。先ほど申し上げましたように、あくまでも既存のプラントも多くは補助金で作られているんですけども、しかし、これは廃棄物処理という観点で取っていますから、したがって、バイオガス発電は既存・新設の区別なく買取価格としていただきたい、そういう希望でございます。

それから、言わずもがなでございますけれども、メタンガスは、いわゆるGHGの効果がCO₂の20分の1ぐらいでございますね。ですから、バイオガスを発電しますと相当GHG削減効果があるわけでございまして、埋め立てや地上散布をしてほっておきますと大気中に出てまいります。そういう特殊性も考慮に入れていただきたい。

以上、3点でございます。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。それでは、工藤委員、どうぞ。

○工藤委員

ありがとうございます。3点ほど簡単にコメントいたします。

1点目は、ちょうどRPS制度のこれまでの評価とフィードインタリフの比較の中で、RPSをどう見るかという解説がされていて、日本でもこれだけ、2倍の目標量的拡大が果たされて云々というところまで触れられているんですが、この2つの制度というのはかなり目的なり構造が違う、そういうような性格のものです。例えばRPSも、もともと量的目標に対していかにコストミニマムで達成するかという目標に対して、フィードインタリフは、先ほどご紹介あったとおり、ある一定の経済性を明示しておけば、それに対するインセンティブを高めると。目的なり何なりは違うところがありますので、その辺をうま

く、これまでの評価というのを、後々いろいろ検討する材料という観点も含めて、要請とかの違いとメリット・デメリットを含めた評価というのを若干補足していただければ、皆さんの理解は進むのかなと思います。

そういった意味で、仮にという前提の中で移行措置の話があったんですが、RPSも実際に設備を建てた後のランニングが重要になってまいりますので、その辺の部分が、制度の継続性の観点から大幅に変更になるということに対する何らかの移行措置の必要性ということについては、やはりあるのかなと思います。

ただ、恐らく買取小委でも問題になったかと思いますが、そこに設定される価格の妥当性というものをいかに説明するかということ恐らく大事になってきて、透明性をどこまで確保するのかということ、これは非常に難しい問題だとは思いますが、いい意味で工夫をされる必要があるかなという気がいたします。例えば第三者の検証的な要素が入るとかですね。これは恐らく、消費者にとってはコストアップの要因になりますので、そういった説明責任的なこともある程度考えておく必要があるかなと。

そういう意味では、例えば既設の話も、そこに経済的な価値がついてまいりますと、設備そのものの維持・更新というような、そういったインセンティブもいい意味で働く可能性もありますので、そういったような視点は検討段階ではできるだけ幅広く見ておきながら、現実的な制度のあり方ということで検討されるのが適切かなと思っています。

最後に、移行しますので、制度的な環境は大分変わってまいりますかと思っております。実は、グリーン電力証書にかかわって、その証書の信頼性を担保するために、今、RPSの登録簿をいろいろご活用させていただいている点がございまして、こういったスケジュールでそういった登録簿なり移行なりが進むのかということではできるだけ早く、いろいろな今後の議論の経緯にもよりますけれども、関係者に周知徹底した上で、影響のありそうな制度等の中でも、そういった関係する検討が進められるような、そういった検討の仕方というのもある程度視野に入れていただければいいかなと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。極めて順調にご協力をいただいております。ありがとうございます。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。私自身も、温暖化対策ができるだけ早く進むことが大事だと思っておりますので、全量買取制度の検討がきちんと進んで、それに移行するという道

筋が今できてきているという中で、やはりこれは大幅な再生可能エネルギー導入のきっかけになるのではないかと期待しております。

そのときに、ただし、私どもは生活者の視点でこういう場に参加させていただいていますので、国民負担、いわゆる電力料金が上がるだろうというところが大きな関心事になってくると思うんですけれども、逆に、これをきっかけに省エネをきちんとしていくとか、みずから太陽光パネルを屋根に乗せる、あるいは地域の方と一緒に小水力発電をつくって地域エネルギーをつくってみるとか、いろいろな新エネルギーをつくる取り組みのきっかけにもなるんじゃないかと思っております。そういうふうにプラスに考えていく大きなきっかけにしていければいいなと期待しています。

今回、こういう制度の移行に対して、RPS法はどうするのかということでいろいろな提案が出ており、私は、大筋、この方向でいいと考えておりますが、気になった点が1つあります。それは、これまで新エネルギーあるいは再生可能エネルギーが積極的に進むことを願って前向きに取り組んでくださった取り組みを、この制度の移管で悲しませてはいけないんじゃないかという感じがしております。

具体的に言うと2点で、まず、RPS法の前から取り組んでいるところは制度の中に入れないというお話がありました。理由はいろいろ出ているというのはわかりましたけれども、細かい検討の中で、じゃあ、個別に契約するときどういう金額になるのかなど、きちんと配慮してやっていただければありがたいと思います。

そしてもう1点は、電気の事業者さんがバンキングということで、リスク管理で早くから取り組んでいたというお話が先ほどありましたけれども、自主的にやったことなので今回の制度では考慮しないというのは、ちょっと冷たい感じもしております。ただ、金額になるとかなり大きな、何億とか何百億とかそういう金額だと思いますので、どういうふうにそういう思いをプラスに生かすかというあたりは、もう少し考えていただいてもいいのではないかと思います。

最後に1点、今後、都市づくりとかそういうときに、下水道汚泥とか農業用のバイオマスを利用したバイオガスとか、廃棄物発電とか、他の再生可能エネルギーなどを連携して地域のエネルギーをつくるとか、いろいろな可能性があると思います。そういうときに、この新しい制度に入っているのと入っていないのを一緒に地域で使うとか、そういうことも起きてくると思うので、そういうプラスの新しい開発にとっても、こういう新しい制度の変化がマイナスにならないような配慮というのも必要なのではないかと思います。よろ

しくお願いいたします。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、佐藤委員、どうぞ。順番に行きますので。

○佐藤（一）委員

ありがとうございます。私も崎田委員と同じように、地域で暮らして活動している立場で発言させていただきたいと思います。

まず1つは住宅用の太陽光発電についてです。これは私は、今2倍買取制度もありますけれども、売った分じゃなくて総量買取をしてくださるものとずっと思っていて、今回説明を聞いたら、それは対象にならないということでした。確かに省エネするという行動が減るということはなきにしもあらずだと思うんですけども、私はつけているわけではないんですけども、そこは地域にいる者として少しがっかりしたというのがあります。

といいますのは、価格が100万以下に下がったときには、私はそれはいいと思うんです。今、地域にいますと、補助金をもらってもまだ150万とかして、結構高いんですよ。そうすると、やりたいけどなかなかやれないわというのが多いので、これを廃止して総量買取にしないで余剰電力だけにするのであれば、とにかく価格を下げる、このところになるべく早く力を入れていただきたいなというのが1つです。

横浜市は2,000件補助金を用意したんですけど、もう終わってしまったということなので、それを考えて横浜市も、2,000件したらつけることをやっているというので、それはそれでいいかなと思います。そこが住宅用太陽光発電についての意見です。

もう1つ、これは2ページのところで、買取対象についてなんですけど、既設のところは買取対象から省くということ。もう1つ、余剰電力の買い取りに該当すればいいんですけど、私どもが進めている学校への太陽光発電は、余剰はまず発生しません。たくさんの電力、例えば30キロとか50キロをつければ余剰が発生するんですけど、じゃあ、それでいいのかというと、多くの学校につけてそれを環境教育の場にする。私は最近、新エネルギーというのは環境教育でも、温暖化だけではなくて技術、科学の教育の場。非常に太陽光は有効であると、行けば行くだけそれを実感しております。そういうことに接する子供たちが、今、非常に減っています。そういう意味では、私は学校の余剰を発生しない電力を、ぜひ買取対象の中でご検討いただきたい。ほとんどのところは、多分、余剰は発生していないと思います。

それはなぜかという、まず、子供たちの環境教育の費用がないんですよ。それを買

い取っていただくことによって、どこかがもうけるということではないです、それを使って環境教育をやっていく。それと、多いと先生に負担がかかるので、先生の環境教育もありますけれども、我々のような地域のNPOで、そこが専門にできるNPOが日本全国でほんとうに育っています。そういうところが一緒になっていく費用というものを、ここで生み出してもらいたいなと思っています。

それと、ソフトエネルギーは学校が7カ所、地域を含めて13カ所ぐらい所有しているんですけども、ほとんど対象にならないんですね。しかし、メンテナンスは今後しっかりと、年を取れば取るほどやっていかなきゃいけない。そういう費用も既設の買い取りのところで見ていきたいと期待していたので。学校はどうしても、法的にはならないわけじゃないけど、現実としてならないんです。そこをちょっと考慮していただきたい。

最後になりますが、これから国民が負担しなければいけないです。私たちは講演とかでいろいろな場に出ていくし、学校にも出ていくので、それを語る場はたくさんあるので、なぜ国民がみんなで負担しなきゃいけないかというのは言うことができます。ただし、そのときに、学校、教育のためにとかそういうところが入ったほうが、国民って負担しやすいんですよ。どこかの企業がお金のためにというのではなくて、今後の子供の環境教育、次代を生きていく、託していく子供のためにという、そのプロセスがあったほうが絶対国民は負担します。そこの辺もぜひ考慮していただきたい。以上です。長くなりました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。非常に貴重な視点だと思います。

続きまして、竹股委員、どうぞ。

○竹股委員

委員長、ありがとうございます。電源開発の竹股でございます。当社は、卸の電力会社として、水力、地熱、風力、バイオマス発電を手がけております。

全体の観点は、先程青木委員が言われたとおり、全量買取制度の導入に伴いRPS制度を廃止することは適切な措置だと思います。RPS法の目標量につきましても法律上許されるのであれば、平成23年度までを定めるのが妥当な判断かと思います。

細かい点になりますが、3点だけ申し上げたいと思います。1点目は、先ほど崎田委員からもご指摘がありましたが、RPS対象設備の激変緩和措置についてでございます。12ページに内容が示されており、これは基本的にはここに書かれた方向でお願いしたいと思います。但し、RPS法施行以前に運転を開始した設備については激変緩和措置の対象

とする必要はないのではないかという点について意見を申し上げたいと思います。

実際には、R P S法施行以前に運転を開始した設備でありましても、運転開始後、R P S法の施行を踏まえ、従前の契約単価にR P Sの価値が含まれることを確認する旨、契約等の見直しをして運転を継続しているものがございます。このような設備は、R P S法の廃止により採算性が悪化し、操業停止に至るといふ、同じような状況が想定されます。したがって、ケースによるかと存じますけれども、こうした場合には何らかの激変緩和措置が必要と考えております。既設設備の経済性への影響の配慮を、こうした設備にも是非お願い致します。

2点目はバイオマス発電についてでございます。バイオマス発電の買取対象につきましては、林地残材以外についても、今後とも議論が進められていくと思います。未利用資源の有効活用を図るといふ観点からは、林地残材に限らず、第7回小委員会で示された3つの要件に合致するものをできるだけ広く対象にさせていただきたいと考えています。例えば下水汚泥は、現在、7割程度が焼却処理後、セメント等の建設資材として有効利用されております。石炭火力発電所で混焼利用した場合でも、混焼後の灰をセメント等の建設資材として有効活用することが可能です。例えばこういったものは、前述の3つの要件を十分満足すると考えております。バイオマスは燃料が多岐にわたりますので、範囲の確定が難しいところがありますが、是非きめ細かくご検討いただければと思います。

また、バイオマス混焼は、既設石炭火力を使用するため、資本費よりも燃料費の方が大きいことや、実際に混焼していく中でも、林地残材を使用していたものに途中から下水汚泥を使う等、燃料種が複数になったり、途中から種類が増えるといった特徴がございますので、この辺も合わせてきめ細かくご検討いただきたいと思います。

3点目は水力のリパワメントについてでございます。水力のリパワメントは、新規の開発と比較して環境の負荷が小さく、効果が大きいというところがあるので、積極的に推進して、力を入れてよいと考えております。従いまして、今回の案のとおり、新設と同様に全量買取の対象とされることに賛成いたします。

また、維持流量発電も同じような効果がございますので、是非買取対象にさせていただきたいと思います。以上3点でございます。

○柏木委員長

わかりました。ありがとうございました。

続きまして小川委員、どうぞ。よろしく願いいたします。

○小川委員

はい。ありがとうございます。東洋大学の小川でございます。私のほうからも3点か4点ぐらい申し上げたいと思います。

1つは、再生可能エネルギーの導入拡大を図るということで、これからも、ある意味で長期にわたっていろいろな工夫をしていかなきゃいけない状態にあると思いますので、そういった意味では前回の太陽光の買い取りぐらまでのところだと、要するに買い取り制度と、それからRPSの制度とグリーン電力の制度と、3つがある程度共存してそれなりに活動していけるという環境があったわけなんですね。そういった意味では、私自身は3つの異なったオプションができれば共存して、それでこれから先進んでいったときにいろいろな局面が出てくるでしょうから、何かの仕組みが必ずしもうまくいかないとなったときに別の仕組みが代替して、それで継続しながら再生可能エネルギーの導入拡大とか競争力を高めるということに役立ってほしいというふうに考えていたわけですが、今回、買い取りの全量のやつで入ってくるということと、それから対象も比較的オーバーラップしてしまうという意味で考えますと、3つの仕組みをそのまま生き残らせることがある意味で難しい状況にあると思います。

そういった意味では、今日ご説明にあった、2点目になりますけれども、RPSの廃止のところとか既設経過措置、それからバンキングの扱いの考え方も、基本的にはこの考え方でいいんじゃないかということで、賛成をしたいと思います。

3点目として、ただし、バンキングのところについては少ししっかりと調整期間みたいなものが取られているかどうかというのを確認して、ぜひ丁寧に扱ってほしいなと思います。

バンキングのところは、24年から買取制度が始まるということであれば、23年度の1年間は、その間にバンキングされたものをある程度処分できるという1年になると思いますので、大きな部分はそこで解決できるのだと思います。けれども、それが仮に残っちゃったとしたときに行き場がなくなって、例えばグリーン電力の市場へそれが回ってきて動き回るというようなことになると、グリーン電力はRPS法の10分の1ぐらいの世界でしかありませんから、やっぱり大きな混乱を来すというような事態もあり得ます。そういった意味では、バンキングでためられたものが最後の1年間でそれなりにきちっと処理される、その調整が無事いくよという形を、ぜひ担保していただくようお願いできないかなということです。

ただ、そのためには、買取制度が24年度から始まるということが決まり次第、できるだけ早い時期にそれをきっちりアナウンスしていただいて、それで調整期間がちゃんと取れるよという状態を、そういった意味で考えていただけないかなと思います。

最後になりますけれども、そういった形では買取制度が非常に強い力を発揮して、これからの再生可能エネルギーの導入拡大、それから競争力を高めるということに役割を果たしていくということになると思いますけれども、1度廃止等にしてしまったシステムを、また2回目復帰させるというのは非常に難しい要素を持っていると思いますので、そういった意味では、買取制度にかなり大きな部分をこれからはゆだねていかなければいけないということですから、買取制度の成果が上がって、比較的きちとした再生可能エネルギーで競争力を持ったものが入ってくるまでぜひしっかりとした役割を果たせるように、設計をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、清水委員、どうぞ。

○清水委員

日本商工会議所から参りました、清水でございます。私のほうからは、この制度云々に関してではなく、中小事業者という視点から1つだけ意見を申し上げさせていただきます。

まず、このRPS制度についてなんですけれども、恐らく、この導入経緯であるとかこの制度がどれだけ過去に貢献してきたであるとか、こういったことについての情報を持っている人は非常に少ないと思います。そしてまた今度、全量買取制度になぜ移行しなければいけないのかという点につきまして、例えばCO₂排出量の削減ターゲット、これは環境側面ということになると思うんですが、それからもう1つは国の描いている成長戦略、こちらは経済ということになると思うんですけれども、こういった視点で、最終的にどこをねらってこういった制度に乗りかえて、どのような最終的な絵を描いているのかということ、できましたらもう少しわかりやすく、我々にもわかるような形でご説明をいただければと考えております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、松村委員、どうぞ。

○松村委員

4点申し上げます。まず、RPS法の評価に関して、対象電源が2倍も導入されたと書いてあります。これは実にもっともな評価なのですが、しかし、RPSはそもそも量をコ

ントロールするものなので、この成果は制度を導入した時点から予定されていたこと、義務量を決めた時点で既に予定されていたことであって、今この時点から振り返って、うまくいったとこの数字だけを示して評価するのは、評価として不十分です。R P S法の評価は、廃止された後でしっかりやるということだと思います。この点は是非しっかりした事後評価をお願いします。R P S法自体が復活する可能性は仮に高くないとしても、量をコントロール政策がいいのか価格をコントロールする政策がいいのかという問題は、この後様々な文脈で、繰り返し出てくると思います。そうすると、量をコントロールする試みであったR P Sの貴重な経験が生きてきます。どういう効果を持ったのか、同じ目標量をどれぐらい効率的に導入できたのか、という観点から評価しておくことは、今後の政策のためにも非常に重要だと思います。廃止された後であったとしても、ぜひこの点、取り組んでいただきたい。

2番目です。先週も別の場所で同じことを言い、それから前回のR P S法小委でも同じことを言ったので、またかと思われるかもしれませんが、大事なことだと思うので、再度言わせていただきます。再生可能電源を入れるのが目的なのか、再生可能エネルギーを入れるのが本来の目的で、再生可能電源を入れるのはその目的の一部なのかと考えれば、当然、僕は後者だと思います。再生可能電源を入れるコストを電力料金に転嫁するのがほんとうに正しいかどうか、きちんと考える必要がある。全エネルギーで負担をするという発想があってもしかるべきではないかと思います。高いハードルがあるということは十分承知していて、だからR P S法もそういう方向には持っていけないまま廃止になるのですが、ハードルが高いということは、やろうと思っても相当な調整や努力が必要だということですから、常に考えていく必要があると思います。長期的な視野に立って、R P Sからほかのやり方によって変わった後でも、エネルギーで負担するという発想を持って枠組みを考えることが必要です。再生可能エネルギーが電力で入れやすい、その結果として目標値が上がる、その結果として電気利用者の負担が大きくなって、その結果として電力の消費量が抑制されてしまう、ゼロエミッションエネルギー源を入れやすい電力の消費が抑制され、結果的にその導入が遅れるということになったら、何のためにその政策を導入したのかわからなくなります。この点は長期的にきちんと考えていくべきです。

3番目。バンキングは補完であって手当てしないというのは、ちょっと残念です。R P S法を大学の講義で説明するのですが、R P Sはよくできた制度だと説明して、そのよくできた項目の1つとして、バンキングのような効率性の観点から優れた制度が入っている

と教えてきました。私は重要な制度だと思います。なのに補完的なものだからって、こんな冷遇されてちょっとかわいそうな気がします。

ただ、これをまともに処理しようとする膨大なコストがかかって難しいという事情はよくわかるのですが、こういう扱いは長期的な視野に立っても重要なので、ちゃんと考える必要があると思います。誠実に早めに行動した人が報われない制度は、今後、別の制度が導入されたときにも、どうせ今誠実に対応しても、後ですぐにチャラにされるなんていうふうになると、制度の信頼性自体が揺らぐことになります。今後の制度設計を考える観点から見ても、この点はもう少し考える必要があると思います。

例えば国民負担を減らすということであれば、R P S 対応の電気事業者さんが購入した契約をすべて洗い出して、その購入価格から回避可能原価を引いて、更に二酸化炭素価値を引いて、その残った部分の最小値——すべての契約の中で一番小さな値を見て、これで R P S 価値をはじいて、これを何らかの形で補償すれば、安直に流動性のない市場で操作可能な取引価格である 6 円とか 5 円だとかの数字を使ってはじいた負担額よりはるかに減ると思います。このやり方で負担を減らすことも原理的には可能です。本来はいろんなやり方があったのだけれど、検討の結果としてこうなったという結論は最終的に受け入れるとしても、ここの処理はもう少し丁寧に説明する必要があると思います。

4 番目、最後です。これも 3 番目と基本的には同じですが、R P S 法施行以前のものに対する扱い、あるいは施行後ではあるけれど既設のものに対する扱いに関して、本来は買取対象としないのだけれど、激変緩和措置として考慮するという、こういう発想が正しいかどうかというのを考える必要があると思います。本来は当然に対象になるはずだという考え方もあり得ると思います。R P S 法を始めたときのことを思いだしていただきたいのですが、R P S 法ですと以前につくられたものは対象にしないという発想にはしなかったはずで、それはそれで、それなりの理屈があります。もしこういうこと、古いものは対象にしないという発想を繰り返すと、早くやったら結局は損だったのかということになって、早くやった人が損をするような仕組みになってしまいます。この弊害を重視すれば本来的には以前につくられたものも対象になると整理することも可能です。もちろん、R P S で買い取ってもらった期間の分は買い取り期間を短くするのは合理的だと思いますが、対象にするのが出発点の議論としてあって、そこを修正するという形で期間を制限すると整理してもおかしくないと思います。早くやった人が損をするという制度設計は制度の信頼性を損ねるのと思いますので、この点についても慎重に検討をお願いします。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。後は佐藤（泉）委員、前田委員、功刀委員、浦谷委員、永田（哲）委員、それから中村委員、船越委員、市川委員、遠藤委員、大塚委員、島崎委員、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤（泉）委員

弁護士の佐藤でございます。

今回の議題の内容でございますが、1つは、既存のR P S制度の中で対象になっていたものについては買い取りの対象にしないということについて、先ほどの松村委員の意見と同じなんですけれど、本来ならばこれを対象にしたほうがいいというふうに私は思っています。ただ、できないということであれば、相当の激変緩和措置がないと非常に不公平な感じになると思っています。既存のR P S制度の中では、既に契約を結んでいるわけですね。そうしますと、今回の制度の中で既存の民法上の契約をどうするかという問題が出てくると私は思っております。

そういう意味では、ぜひとも新しい制度になったときに、既存の契約をこの新しい改正法の趣旨に合わせて見直すという義務が発生する、そして、それをしない場合には何らかのペナルティがあるというふうにしめないと、民法上の契約に任せるといこととこの制度の趣旨が生かされていかないと思いますので、それはよろしく願いたいと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、前田委員、どうぞ。

○前田委員

ありがとうございます。日本地熱開発企業協議会の前田でございます。地熱発電の立場から、R P S法についてと、それから既存の扱いについて、簡単に意見を述べさせていただきます。

まず1つは、R P S法において地熱発電でございますけれども、かなり方式に限定されて、この間、いろいろとご支援があったわけなんですけれども、一発電所だけしかできなかったということがございます。この間、中小地熱発電促進調査等々、国の政策でもいただきましたが、どうしても規模があまり小さすぎるがゆえに、現R P S法の下では経済性が見込めなくて計画を断念するというようなケースが多々ございました。この法に変わって、本制度で地熱発電の利用拡大に関するに期待するところでございます。

それから、既存設備の扱いでございます。3点ほどございますが、設備の更新と増設について。これについては、基本的対象にすべきではなからうかなと考えております。既存の地熱発電設備の中には、運転して40年近く経過するものもございまして、いわゆる高経年化対策、そういうものが求められているところもございまして。当然ながら、地下の地熱資源のポテンシャルは引き続きあるわけですので、既設の設備を更新するケースも考えられることとございます。そういう意味で、地熱エネルギーの継続的な利用促進の観点から、新設と同様の扱いをするべきではなからうかなと考えます。

それから、既設設備の認可している向上とリパワメントのケースでございます。既存設備の中には認可している維持する以上に地熱蒸気のポテンシャルがある、いわゆる、蒸気をたくさん持っているというような発電所がございまして、実際、この間に2つの地熱発電所で、現状設備の範囲で数%の認可している向上をさせたところもございまして。こういうことについても対象にしてもよいのではなからうかなと。地熱発電が汽力発電ということから、タービンも定期的に交換します。当然、タービンが更新されれば効率も上がります。そういう結果として出力向上につながっていくと思っておりますので、先ほどの水力と同様に、こういうような設備更新時のリパワメント分について対象にすれば、設備投資意欲もわくのではなからうかなというふうに考えます。

最後に既設設備の発電出力の維持についてでございます。先ほどから、既設の設備についてのご意見が出てまいりました。地熱発電のケースにおいても、現在、出力の維持のために、特に蒸気生産側で設備投資を継続的に実施しております。この制度が始まって、そのかわりに今までの補助制度等がなくなろうとしておるわけとございます。現在、この近年、地熱の発電量でございますけれども、かなり下降傾向にございます。我々、この下降傾向について、回復に努めているわけとございますが、回復するにはある程度設備投資もしなければならない、そういうことが起きてきますので、この負担増というところも出てまいりますので、このような影響が既設発電所全体の発電量の減少をとめるような、そういうことにも配慮していただくようなことも必要だと私は思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、功刀委員代理、お願いいたします。

○西山委員（功刀委員代理）

公営電気から2点ほど意見を出させていただきます。1つ目は、現在建設中の地点についての意見になります。公営電気では、現在、水力を13地点、太陽光を1地点建設中に

なっています。現在建設中の地点は完成まで補助金を受けられることを前提に建設を進めており、完成まで補助金を確実に継続していただくことが不可欠であります。なお、R P S法の認定を受ける予定で建設している地点につきましては、仮にR P S法が廃止されることがあると採算性が悪化することが考えられ、補助金を受けていたとしても買取制度の対象にすべきであると考えております。

次に、水力のリパワメントについてであります。先ほど竹股委員がおっしゃられたとおりのと思いますが、リパワメントにより出力増があった場合は再生可能エネルギーの増加に寄与しますので、出力増分を買取制度の対象にすべきであると考えます。以上です。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。それでは、浦谷委員、どうぞ。

○浦谷委員

はい。ありがとうございます。東京都環境局、浦谷です。2点申し上げます。

東京都が大幅なCO₂削減のためにさまざまな施策に取り組んでいることはご案内のとおりだと思いますけれども、中でも再生可能エネルギーの利用拡大はとても重要な取り組みと考えております。今般、再生可能エネルギーの全量買取制度の検討に当たりまして、R P S制度の存続が検討されているところですが、都といたしましては、R P S制度の廃止に伴い、電気事業者において再生可能エネルギーの利用が後退するのではないかということで危惧している部分がございます。

東京都は、都で消費されます電気のCO₂排出係数を改善するために、都内に電力を供給するすべての電気事業者にエネルギーの環境計画書と、あと報告書の提出を義務づけておりまして、対策の推進を求めています。電気事業者がCO₂排出係数の改善に当たりまして一定量の再生可能エネルギーを受け入れたり、みずから再生可能エネルギーによる発電事業を行うことは有効な取り組みだと考えております。

一方、都は、CO₂をより多く排出する大規模事業所に対しまして総量削減義務及び排出量取引制度、いわゆるキャップ・アンド・トレードでございますけれども、これを導入しておりますけれども、これは一般生活者等との差異ある責任及び負担を明確にしたものと考えております。

こう考えますと、同様に、エネルギーを供給する発電事業者の方々にも差異ある責任があるのではないかと考えられるため、再生可能エネルギーの一定量の利用を義務づけるR P S制度の廃止というのは望ましくないというふうにも考えております。

仮にR P S制度を廃止することになるのであれば、それにかわる何らかの措置を講じていただきまして、再生可能エネルギーの飛躍的な利用の拡大、あと大幅なCO₂削減につながるような配慮をお願いいたしたいと思います。

それから、東京都は今年の6月に、再生可能エネルギーの全量買取につきまして意見書を提出しております。買取制度の小委員会のほうには参加していませんので、一言発言させていただきますと、再生可能エネルギーを推進する立場からすれば、再生可能エネルギーの競争力は種別ごとに異なるために買取価格はコストベースとしまして、買取期間も考慮の上、それぞれの再生可能エネルギーが飛躍的に拡大するような制度構築をお願いいたしたいと思います。現在は一律価格での検討が進んでおりますけれども、諸外国の成功例に見られるとおり、再生可能エネルギーの種別、規模、地域の実情に応じたコストベースが望ましいかなと思います。

東京都は全国の自治体に先駆けまして、電気のグリーン購入といたしまして、都庁舎をはじめとする施設での電力購入と合わせて、グリーン電力証書の購入も進めております。これは入札になるわけですが、その場合はどうしても価格の安いバイオマスが主になってしまい、中でもバイオマス比率の低い証書が独占しているという傾向にあります。せっかくグリーン購入制度を入れたんですけれども、一部のバイオマスしか普及しないというような現実があります。このように、一律価格にしますと一部の再生可能エネルギーのみ競争力が高まりまして、他の再生可能エネルギーにインセンティブが働かないという結果を招くのではないかというふうにも考えます。

また、現在示されている買取価格というのは、再生可能エネルギーの飛躍的な拡大が見込める額とは考えにくいというふうにご考えてございまして、そのために、経済的インセンティブを高めるためにも環境価値の活用がどうしても必要かなと。環境価値の取扱いにつきましては他の検討会で議論されていると思いますけれども、発電事業者によります活用の余地も残していただくようお願いいたしたいと思います。よろしくごお願いいたします。

○柏木委員長

ありがとうございました。それでは、永田（哲）委員、どうぞ。

○永田（哲）委員

ありがとうございます。日本風力発電協会の永田でございます。R P S制度がもしなくなったらということで議論されておりますけれども、それに関して2点、コメントないしお願いをさしあげたいと思います。

まず第1点は、固定価格買取制度における価格とか期間については、前回の買取制度小委員会でも20年・20円でないとなかなか採算に合わないというお話をさせていただいておりますが、仮に買取価格を高い水準に設定していただいたとしても、その価格でほんとうに全量を買っていただけるのか、文字どおり全量になるのかどうかというのは、まさに事業者にとっては非常に関心のあるところでございます。今までのRPS制度はあくまでも義務だということでもありますので、義務量を果たすために買っていただいていたわけですが、これからはそういうのがなくなってしまうということになりますと、何らかの保証または、例えばですけれど政府のガイドラインないしは買取量の確保策を講じていただかないと、事業リスクが高くて事業者としてはなかなかやっていけないということになります。その辺はぜひご考慮いただきたいというのが第1点でございます。

第2点ですが、制度変更による激変緩和措置についていろいろご議論が出ておりますけれども、風力の場合も同様であります。例えばですが、電力会社を買っていただく場合、電力部分と環境価値というのを一体で買っていただいていることが多いものの、RPS制度上も分離可能であり、実際分離している場合もあります。電力料金についてはある電力会社、環境価値部分については別の電力会社ということもありますので、これでRPS制度がなくなってしまうと、電気料金は需給契約がありますのでそのまま続くと想定しておりますけれども、環境価値の部分はどうになってしまうのかということになりまして、根拠がなくなってしまうということも懸念されます。これは一例であります。もし移行するのであれば、既存の事業が継続できるような事業環境の整備を、そして法の趣旨からいっても、今までよりも条件が悪くなることは決してないような制度設計を、ぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。確かにおっしゃるとおりですね。次、中村委員、どうぞ。

○中村委員

はい。どうもありがとうございます。私は、新設か既設かについて意見を申し上げさせていただきます。

説明資料の12ページ中ほど、※印2の中に、バイオマス発電については、設備が新設か既設であるかで判断することは適当でない場合があるという表現があります。これはまさしくそのとおりだと思っております。その点を考慮してご判断いただければと思います。

それでバイオマスにつきましては、エネルギー源として新たに使っていただくというものでございまして、今まで利用されてなかった林地未利用材、これを新たなエネルギー源として使っていただこうと。このエネルギー源としては、国内の資源ですし、それを使うことによって地球温暖化防止にも大きく貢献する。それから、前回以来議論になっております他の産業に著しい影響を与えない、そういう形での供給も可能ですというふうに申し上げます。

特にここで書かれております石炭火力発電所の混焼、いわゆる混合利用につきましては技術的にも可能となっているというふうに聞いておりますので、新設か既設かということじゃなくて、ぜひ木質バイオマス資源につきましてはそれを利用する場合は全量買取制度の対象としていただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。

○柏木委員長

ありがとうございました。

次が荒川委員、船越委員、市川委員、遠藤委員、大塚委員、それから島崎委員、辰巳委員、山内委員でお願いします。

○荒川委員

東大の荒川です。大分議論が進んできて、私が言いたいことも皆さん、永田委員や、あるいは浦谷委員のほうから出ておりますので、繰り返しになりますが、やはり指摘させていただきたいと思います。

前回からこの委員会で説明しておりますように、補助金から買い取りにするときの移行によって、いろいろな再生可能エネルギー導入が遅れてはいけないよと、きちんと進むように、低炭素社会の政府の目標がきちっと達成できるように、スムーズに移行していただきたいというお話をしていたわけですが、今回、RPSからこちらに移るとき、やはり同じようにすごくスムーズに移るんだらうなという気持ちがあって安心をしておったのですが、今日、青木さんの冒頭のご発言を伺っていると——もし誤りがあったらお許しいただきたいんですが、高度化法というものがあって、再生可能エネルギーの導入が一応担保されていますよというお話がありました。ただ、そこに引き続き、原子力プラス再生可能エネルギーでというお話もあったものですから。私は何も原子力を否定するものでも何もないんですけども、再生可能エネルギーと原子力を一緒に論じてしまうと、せっかくここで再生可能エネルギーの導入促進を図ろうとしているときに、何かおかしくなりやしないだろうかということをご強く感じたのでございます。私に誤りがあったらお許

しいただきたいと思うのですが、今回、RPSを廃止するということによりまして、電力事業者さんのインセンティブが削がれるようなことがあっては絶対にいけないわけでありまして、電力会社さん自身もどんどん再生可能エネルギーの導入促進に力を入れていただきたいと思っております。

またもう1つは、今、永田委員から話題が出ましたように、風力の場合で見ますと、優先接続ですとかそういう問題で、電力会社さんとの間で厳しい交渉が続いていると聞いております。これからも、全量買取という言葉、あるいは優先接続という言葉に、裏といいまじょうか、実質的にはそうではない、いろいろな部分に条件はあるかと勝手に想像するところはあるんですが、やはり本来のここでの趣旨に従いまして、風力をはじめとする再生可能エネルギーの系統への導入というんでしょうか、受け入れに積極的になっていただければありがたいなと思っておりますのでございます。

そういうものが、RPSがなくなると担保できなくなるのかなと非常に不安だったものですから、すぐ発言を求めたというところがございますが、RPSがなくなった場合でも、それ以上、RPS以上のものは確実に入るんだよと。当然、それを入れるためにこうやって議論しているつもりでおるんですけども、そういう制度が担保されることをぜひご検討いただければと思っております。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。船越委員、どうぞ。

○船越委員

今回の議論、RPS制度今後の取扱いというのがポイントだというふうにあります、この議論に対して、今、皆さんからのいろいろなご意見がありますし、また、特にそれに加えてということはございません。

また、RPS制度が再生可能エネルギーの普及に一定の効果があったとエネ庁のほうからもご説明がありまして、再生可能エネルギーを世に知らしめるという点では非常に役に立ったのかなというふうに思いまして、それをベースに次の全量買取ということにつながってくるということだろうと思っておりますけれども、現実的なところからいくと、コスト的に割高な再生可能エネルギーをさらに普及させようとした場合、やはり負担論というのは避けて通れないということになると思っております。

この議論においては、再生可能エネルギー、どの程度まで持っていくかということと、それによってコストはどれだけ下がるかということについて、もう少し検討する必要がある

るだろうというふうに思います。コストの低減策としては、技術開発という面と、普及率といえますか数ということがあって、それによって下がってくるということが実際にはあるんですけども、実際のところ、これがほんとうにどこまでいったらということについていえば、私ども大口消費の立場と、それから部材等をつくっている立場からすると、トレードオフになってしまうというところがあるんですね。実際には普及率を上げる開発をしてコストを下げようとしたときに、巡りめぐって、つくるときに必要なものが大量の電気であるという、そういう意味からすると、非常にそのところが矛盾するような形になって、そこをどこまでバランスを取るかというところがポイントになると思っています。

そういう意味からして、それ以外のいろいろな制度も検討されていますけれども、全体的にどうなのかということが、今後普及させていくということについても、我々、使用者とメーカーという立場からすると、そのあたりどういう戦略を立てようかということについて、いまいまだまだ立てられない状況であるということは確かです。

それに加えて、昨日、NHKでもありましたけれども、今、環境ビジネスということについていえば、日本が得意といっても、追い上げられているのはやっぱり韓国であり中国である。中国は国内の消費が大きいから国内でということかもしれませんが、全然そのアクティビティが違いまして、競争してくるのはその2つの国であることは確かですし、日本の中でいろいろな開発をしても、コスト的に、例えば電気代が3分の1ぐらいの韓国と対抗しようとしても、そもそも対抗できないという状況になってしまう。

それでも全体から考えて、やっぱり普及というものをどういうふうに持っていくかということが非常に重要な議論だろうと思います。

実際のところ、一定の負担というのはあるとは思いますが、それが納得できる負担ということ。それから、それが日本の国に役に立つことが明確に出てくるような議論であり、制度にしていきたいと思います。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。市川委員、どうぞ。次は遠藤委員、大塚委員と。

○市川委員

はい。ありがとうございます。消費者の立場から発言をさせていただきます。

R P S制度の今後の取り扱い、また新設・既設の取り扱い、この事務局のご呈示された案につきまして、私は基本的に支持をしたいと思っております。

ただ1点気になるところは、新設・既設の扱いに関するところで、資料の12ページに

あるところですが。特にバイオマスあたりというのはまだきちんと枠というか、全体が見えない中で話をしなければいけないという、そういう難しさもあるんですけども、R P S 制度が廃止されて、それからいわゆる緩和措置が必要だというような見えない議論をするに当たって、消費者、いわゆる国民がどこまで負担をしていくのかというところは非常に気になる場所なんです。

そこで、この全量買取の中で、要は仕組みから落ちこぼれるところまでを、どこまでどこまで、なるべくなるべく、と言っていると、ほんとうに限りなく私たちは負担をしていかなくちゃいけないのかなという、そういう思いにも駆られてしまうわけですから、そうではなくて、例えばもっとほかの方法で落ちこぼれていくところ——すみません、表現が悪くて、こぼれてしまうところをセーフティネットで救えないかなと思っております。

例えば、先ほど東京都の方がご発言をされましたが、都では電力のグリーン購入制度をつくっていらっしゃる。各自治体にも似たようなものがあるならば、特にバイオマスのような地産地消のような生かし方ができるのであれば、地元でなんとかしていただけないものかなと。それか、あるいはグリーン購入法の中にも電力の部分が、枠の中にはちよっとは入っているようなところもありますので、そういうところでの対応も考えられるのではないかなと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員

ありがとうございます。エネットの遠藤でございます。バンキングの扱いにつきまして、この部分のみコメントさせていただきます。

これまで事業者は、R P S 制度が安定的に継続して実施されることを前提としまして、長期の相対契約を結んだり会社の事業計画、こういったものを立てたりしております。したがって、R P S 制度が今回突然、来年度で廃止されて、バンキングについても何も手当てされないということになりますと、事業の現場では、当然、相対契約の内容の見直し、あるいは、これから入札が行われますけれども、来年度のR P S の価格、こういったものが暴落するなど、大きな混乱が生じる可能性があると思っております。発電事業者さんや電気事業者の中で、国に対して、そして地球環境に対して積極的に努力し、貢献してきた者がかえって不利益をこうむるようなことになるなら、国の政策に対する信頼を損ねることにもなってしまうのではないのでしょうか。

バンキングの扱いにつきましては慎重な検討と、その結果に対する納得性のある説明をお願いしたいと思います。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。大塚委員、どうぞ。

○大塚委員

早稲田大学の大家でございます。今般のR P Sの廃止という基本的な件については、賛成したいと思います。

ただ、将来的に買取価格が下がってきたときに市場を使う方法をまた考えるということが恐らく出てくると思います。それが15年先か何年先かというのはちょっとわかりませんが、どうしてもそういう議論になっていますので、将来的に市場を用いる方法——日本は逆になってしまったところに若干問題があったかもしれませんが、将来にそういうふうになることはどこかで念頭に置いておいていただけるとありがたいと思います。

3点、簡単に申し上げます。1つは、先ほど問題になっていましたグリーン電力証書の扱いですね。環境価値をそれだけで取り引きすることを認めるかどうかというのは、残っている論点だと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。私としては、今まで一生懸命やってきた方たちがおられるということと、東京都との関係では、恐らくこれを残すことは必須なので、その辺はちょっとご勘案いただく必要があると思いますけど、他方で、電力会社について原単位目標をつくるというようなことが出てきた場合、これは経済産業省さんも恐らく同じ考えではないかと思うんですけれども、そういう考え方が出てきたときに、まず、今のグリーン電力証書の環境価値だけの取り引きを認めると、電力会社にとって、そちらのほうに流れていったものについては原単位の目標が達成しにくくなるかということも出てくるかもしれませんので、その辺の全体の構造については、ぜひよくご検討いただけるとありがたいと思います。

それから第2点でございますけれども、既存の設備について特別な措置を講ずるという12ページのところでございます。佐藤泉委員が先ほどおっしゃったことは私も気にしているんですが、今まである契約について、それをどういう扱いにするかというようなことについて、民衆の契約に国が介入していくってなかなか難しいと思うんですけれども、その辺まで措置をお考えになっているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。ある程度何かやらないとまずいのかなと思っています。

それから第3点でございますけれども、買取制度の話で恐縮でございますけれども、2

つほど申し上げておきます。1つは、先ほどどなたかからお話があったように、私も基本的には全量買取のほうが、住宅の太陽光についてもいいのではないかと考えております。これは松村委員なんかもよくおっしゃっていたと思いますが、インセンティブを与えると
いう点とか、あるいはライフスタイルが違うことによって不公平を生じることになるのではないかという問題が、余剰だけの場合にはあることはありますので、その辺もご検討いただけるとありがたいと思います。

それからもう1つは、再生可能エネルギーの中の種別で買取価格を変えるべきではないか——太陽光以外についてすけれども、という問題、これは先ほど浦谷委員からもお話があったとおりでございます。各種の再生可能エネルギーを発展させていくという観点からは、今の価格だけにこだわっているのでは十分ではない場合があるのではないかという趣旨でございます。以上、長くなってすみませんでした。

○柏木委員長

いえいえ。どうもありがとうございました。それでは、次は島崎委員、どうぞ。

○島崎委員

ありがとうございます。ファーストエスコの島崎でございます。バイオマス発電をやっております。木質100%のバイオマス発電、これをまじめに事業をやってきたわけでございますが、固定価格買取のほうに参加させていただいてないので、そちらにも多少触れさせていただきたいと思っております。

私どもの発電所で買っております木くずというのは、歴史的には非常に値段が大きくぶれております。一番安い時期で、重量トン当たりで1,000円、高いときで7,000円と、極めて大きなぶれ幅だと思っております。したがって、発電原価に占める割合でいうと、低いときで30%、高いときで8割を超えるという、これだけの跛行色のある燃料を使っております。ほかの再生可能エネルギーの場合というのは、基本的には燃料を買わない、そういうものが多かろうと思っておりますけれども、我々の場合は、そういった意味で市場価格に非常にさらされた事業をやっております。

こうした中で、今回、固定価格買取、あるいはセーフティネットという形で、我々のプロダクトである電気というものがあつた種の固定価格で買っていただくような方向に向かうというふうに考えておりますが、その場合には、すなわち我々の原価の側は大きく触れるんだけれども、売り上げのほうは決まった値段で売らなきゃいけない。ということが予想されるかということ、原料価格が上がったときには発電所がとまる、安いと

きには仕事をするという、ある種のパートタイムの発電所のような稼働をせざるを得ない状況もあり得るのかなと、こんなことを想像しております。

これは非常に困る状況なんですけれども、価格の設定ということについて、種別の問題も先ほどから議論されておられますけれども、慎重にお願いをしたいと思います。我々もできれば事業を継続してやっていきたいという願いの元に、お願いをしたいと思います。

今の話に付随して申し上げますけれども、新設・既設の議論。木質バイオマスの市場というのは極めて狭いマーケットです。流通量には限りがございます、新しい設備ができるということになると、当然、同じものを分け合うことになってまいります。一方で、そこでできてくる電気の値段が、新しい設備の場合には高く買っていただく、一方、古い設備は安くなるよということになると、おのずとそれが、どっちが勝つか負けるかというのは明らかであって、古いほうが劣後条件ということになれば淘汰されざるを得ないということ。したがって、燃料という部分で市場価格にさらされているということは、固定価格というものを導入するに当たって慎重に対応をお願いしたいということを重ねて申し上げます。

最後に、もう1つ申し上げますが、バンキングの取り扱いということですが。私どもは実は、バイオマスの発電と同時に省エネ支援という事業を行っております。特に東京都さんでは、環境確保条例という名の元に極めて積極的に省エネを推進されておられますけれども、一方で、都条例の対象クレジットにも当てることができるRPSが、バンキングがなくなっちゃったよということで市場に放出されるという事態が起きた場合には、当然、これ省エネインセンティブが思い切り低下することが予想され、ある意味、本末転倒な事態が生じることもあり得るだろうと思っております。したがって、RPSが、いわゆる突然消滅をするというようなことがないような方向で、ぜひご検討をお願いしたい、このように思っております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。

続きまして、これから辰巳委員、山内委員、月山委員、原田委員、村関委員、こういう順番で。まず、辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。3つぐらいになるかと思います。

まず、今回、新エネの比率を高めようというのが買い取りの目的だと思っておりますの

で、新設・既設の扱いの件ですが、やっぱり新エネの比率を高めるという意味から、新設を対象とするということはとても望ましいなと思っております。ただ、激変緩和等のお話もあり、既設も含めて対象とするというのが、今日のお話からやむを得ないところもあるかなと思いますが、そうすると、それはすべて、結局、国民が負担していくということにつながるわけですね。ですので、本来の、新エネの比率を上げていくために新しい設備を増やすのだということときちんと整合性が取れた説明がないと、協力が得られないんじゃないかなというような気もしますもので、きちんと、既設に対しての説明をしていただきたいと。

なぜかという、私は、既設は、今までそれが事業として回っていたのに、それにまたお金を払わされるのかというふうに思う———というか誤解なのかもしれませんが、———そういうふうに思うことに対して説明をしてほしいというのが1つ。

R P Sに関しては、今までR P Sにかかっていた費用というのは全く私たちには見えなかったわけですね、電気料金等では。だからそういう意味では、今回の買い取りのような形で数値が、価格が出てくることは、再生可能エネルギーに関心が向くという意味では、いいことだと思っております。

それから、リパワメントの話があまり出てなかったような気がしましたが、出力向上分だけを対象とするということで、それはそれでいいと思います、新設という感じと近いということですね。ただ、古い大きな設備がメンテナンスの中である部品を取りかえるとかいうのは、当然やっていかなきゃいけないという気がするのですが、そういうふうな、通常というのか、必要なメンテで出力が向上したときなんか対象になるのかどうか、そのあたりの線引きが私にはわかりにくいなという気がしました。

もう1つ、最後なのですが、例えば太陽熱を発電として使うという話が今は対象ですけども、熱をそのまま熱エネルギーとして利用するほうが、私のイメージでは、そのほうが値段も安く、効率もよいように思います。太陽熱でお湯をつくるというイメージですけども。今回、発電だけが対象という点では、私には疑問として残っています。バイオマスも、発電としないでそのままそれを熱エネルギーとして使うことができると思います。今後の課題として検討していただくということを、今回は無理だと思いますけれども、お願いしたいということです。

○柏木委員長

ありがとうございました。山内委員、どうぞ。

○山内委員

一橋大学の山内でございます。大きく分けて2点申し上げたいんですけど。

1点目、12ページの新設・既設のところであります。既設の扱いにしてどうするかということなんですけれども、今回、大きな政策変更ということですので、政策リスクみたいな、そういったことの観点からこの問題を処理すべきだと思っています。要するに、方針が変わったわけだから、それに対して、一般事業者が負っているリスクを公的な立場から保障するかどうか、こういうことだと思うんです。

その意味では、RPS法で導入された、そういった施設について政策リスクを何らかの形で保障するのは、これは合理的であって、それはすべきだと思いますが、非常に乱暴に言ってしまうと、それ以前からあった施設については、基本的にこれはそういった政策リスクとは別物なので、ここに書いてあるような補償も基本的に必要ないのではないかと思います。

ただ、先ほどから伺っておりますと、こういった施設についても何らかの形の設備投資があるとか、あるいはRPS法に基づく、それを前提とした設備投資があるとか、あるいは契約のあり方があるということですので、全くこれを無視していいかといえば、そこを無視できないのかなとは思っています。

ただ、政策リスクの補償についても、すべて補償すべきだという議論ではないと思うんですね。やはりリスクは分担ですので、大きくは政策リスクは、ですから政策を変えたほうが補償するわけなんですけれども、全くすべて補償するというものではないので、その辺の基本的な考え方に立って整理をすべきだと思っています。

それからこれに関連して、買い取るときの価格ですけれども、12ページの説明の○のところ、電源種別で設定を行うということになっていて、これもどういうふうにかだと思っています。例えば、先ほどから議論になっておりますように、今度、買い取りについては電源種別なしに、太陽光だけを別にしてほかの電源種別については一律ということでありまして、これとある意味ではバッティングすることになるんですけども、ただ、買い取りの考え方が違うと思うんですね。さっきも申し上げたように、これ政策リスクの補償ということ前提とすれば、ある程度原価補償的なものを入れざるを得なくて、そういった意味では電源種別という考え方もあり得るのかなと思います。恐らく電源種別であっても、それぞれの個別事例についてのリスクというのはそれぞれが負うわけだから、電源種別で一定にする、それによって、さっき申し上げたように政策リスクの補償も100%

ではないというところが出てくる、そういったような考え方かなと思っています。

先ほどから何度か出ましたので、ちょっと余計ですけども、買い取りのときのエネルギー買取価格を一定にするという議論は、買取小委員会で随分申し上げたんですけども、私も柏木先生と一緒にPTをやって、そういう基本方針を出しました。これは、さっきから出ているように、1つは電源種別でマーケットメカニズムを使うということと、それから、原価的に見てもそれがフィージブルな原価の中におさまればそれでいいんじゃないかということで、そこで競争が出てくるということなので、その辺をご理解いただければということでございます。

それから、2点目のバンキングです。これも、先ほどからバンキングについて何らかの形で、これは言葉がいいかどうかわかりませんが、補償というかそういった措置が必要だという議論が出ておりました。私は法律の専門家ではないので確定的なことは言えないんですけど、多分、行政法的にいうと、反射的利益とかそういったぐいのものに分類されるものだと思うんです。もしそうだとすると、基本的には補償的な考え方が成り立たない性質の利益であるというふうに考えます。

ただ、インセンティブの問題とか、先ほどからの積極的にそれをやったことに対する評価とか、こういったところで何らかの措置をとるという声がありましたので、恐らく法的な枠組みとは別のところで、ソリューションとしてこれは前提とした対応をするということのかなと思っています。以上です。

○柏木委員長

ありがとうございました。続きまして、月山委員、どうぞ。

○月山委員

ありがとうございます。関西電力の月山でございます。私からは2点ご意見と、それに関しまして、1点お願いを申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、先ほど何名かの委員の方々、先生方から、RPS制度が廃止されると電力会社の再生可能エネルギー電源の導入に向けての姿勢が後退してしまうのではないかとのご懸念が示されたところでございます。私どもは現在も自主的な努力、あるいはRPS制度の中での努力ということで、再生可能エネルギーの導入に向けて真剣に取り組んでいるところでございます。私どもとしましては今後とも、再生可能エネルギー導入拡大のため、メガソーラーや中小水力等、各種の再生可能エネルギー導入に向けまして、引き続き計画的に、3Eの観点も含めながらしっかりと取り組みを行ってまいりた

いと思っております。

また、メガソーラー等の再生可能エネルギーが既存の電力システムとしっかり接続・受け入れがなされるように、技術開発も含めまして、自助努力として取り組んでまいりたいと思っておりますので、このような姿勢にどうかご理解を賜ればありがたいと思っておりますので、このように思います。

2点目でございますが、資料12ページにご指摘いただいております、RPS制度が廃止されたときの既設の取り扱いについてでございます。私どもとしましては、何らかの措置が必要かと思っております。松村委員からご指摘がありましたように、本来措置として手当てするのか暫定措置なのか、この違いは非常に大事なポイントかとは思いますが、いずれにしましても私ども事業者としましては、発電事業者の皆さまと長期に契約している場合もございますので、そうした中で、制度的なバックアップがなくなってしまうと、現場の混乱も多大なものがございます。どうかその点、ご理解いただきまして、何らかの措置はいずれにしても必要とのことをご理解賜ればと思っております。

最後に、12ページの下の方、4つ目の○に適用期間のお話がございました。これに関して、1点お願いでございます。ここで書いてありますように、今後制度の中で発電設備ごとに運転期間を特定していくということになってまいりますと、制度の公平性を確保する観点から客観的に期間を特定する必要がございます。こうしたことから、発電設備ごとの運転期間の特定は、できれば国・行政のほうでしっかりと特定していただくというのは非常に大事なポイントかと思っておりますので、どうかその点、お願いということでご理解賜ればと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございました。原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございます。東北電力の原田でございます。ただいま月山委員からお話が合ったことと関連するのでございますけれども、先ほど、風力発電のことについてご指摘ございました。風力発電につきましては、天候により出力が大きく変動するというところで、連系をさせていただく場合にはいろいろと協議をさせていただいておりますが、この全量買取制度の中でどのように風力発電の発展というものがあるか、これからのことでございますが、私どもといたしましても色々と考えております。

特に弊社、東北電力の場合は風況がよい場所が、青森県、秋田県に偏っているという特

徴がございまして、風力募集をするたびにたくさんのご相談をちょうだいしておるところでございます。これらにつきましても、電圧や周波数等でお客さまへ影響がないか等、系統全体の安定ということを考えまして、火力発電等の運転との組み合わせの中でいろいろと連系についてご相談をさせていただいているところでございます。

現在、7つの県で118万キロワットの風力が連系可能というようにマクロで見えておまして、現在、連系させていただいているキロワットは、53万キロワットということでございます。それに加えまして、10月末に募集の説明会を行いまして、50数社の事業者の皆様にご参加いただきましたが、通常枠で最大26万キロワット、蓄電池枠で5万キロワットということで、今年度、風力募集を行うこととしております。

さまざまな協議の過程での手続き面、あるいは検討期間といったところでもいろいろご指摘をいただいておりますので、そうした実務面につきましても、いろいろこれからもご意見に耳を傾けながら改善を図ってまいりまして、こうした大目的が達成できるようにしてまいりたいということで考えております。

RPS制度の変更といったいろいろ節目はございますが、再生可能エネルギーの導入に対するインセンティブということについてのご指摘がございましたけれども、当社といたしましても、後ろ向きにならないで積極的に対応してまいりまして、こうした風力の連系可能量ということにつきましても、今後の電力需要の動向ですとか風力発電のさまざまな実績データについてこれからさらに蓄積・分析を行い、再評価等図ってまいりたいと考えております。関係しまして付言させていただきました。ありがとうございました。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。村関委員、どうぞ。

○村関委員

はい。ありがとうございます。東京ガスの村関でございます。

既に委員の皆様から言われたことと重複しますけれども、2つございます。

1つは、新設・既設の扱いについてということでございます。東京ガスでも再生可能エネルギーの取り組みということで、5年前に風力発電を自分たちの施設の中に建設いたしまして、取り組んでまいっております。まだPPSの販売契約が10年間残っておりますので、RPSに先導的に取り組みを始めた事業者について、今後も同じような形で運用が継続できるようなご配慮を、ぜひお願いしたいと思います。

もう1つは国民への説明と申しますか、周知ということだと思います。全量買取につき

ましては、新聞等でも昨年度からいろいろ議論がされておりますので出ておりますけれども、では、今までR P Sというのはどうだったんだろうかということについて、R P Sって比較的業界の人間の間では知られておりましたけれども、一般の国民にはどういった制度なのかということもわかっていなかったんじゃないかと思っておりますので、今まではこうだった、これからはこうなるということを丁寧に説明する必要があるかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○柏木委員長

ありがとうございます。

特段、まだご発言いただいてない方で発言をされたいという方がいらっしゃいましたら、いかがでしょうか。どうぞ、2分以内で。

○本多委員

1分で十分です。太陽光発電協会の本多です。

R P S制度が画期的なスタートを切ったと思っていました。クォータという義務量を課するという、ある意味で規制の方法ということで、当時は大変びっくりしたのが実情です。今回、全量買取ということでR P Sとかぶる部分ということで、廃止ということで、太陽光発電協会としてはそれに異存はございません。次にR P Sが出てくるときは、恐らく最後の一押しが規制の分野で、クォータがだれに、どこにかかるかということで、例えば10年後に、恐らくまたこのような制度というのは復活し得るのではないかと思っております。現在の事務局案については異存はございません。以上です。

○柏木委員長

はい。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。山崎委員どうぞ。

○山崎委員

今まで皆さんの議論をお聞きして、ほとんど出尽くしていると思っておりますので、私のほうでは特にR P Sのほうでどうのこうのという話はないんですけども、1つちょっと思ったのは、参考資料1の最初に、再生可能エネルギーの導入拡大について、温暖化対策とエネルギーセキュリティと産業育成というふうになっているんですが、これから全量買取と、それから太陽光の余剰の買い取りということがどんどん進んでいく場合に、広がると思うんですが、輸入品で市場が……、何ていうんでしょうか、輸入が非常に入ってくるということは当然あり得ると思うんですけども、その場合に関連産業の育成という部分で見ると、目的が達成できないのではないかということで、もちろん、貿易障壁を設けるという

ことはほとんどあり得ないわけだと思うんですけれども、例えば効率に基づいてトップランナー方式を採用するとか、何らかの形で措置することが検討されてもいいのかなと思っています。

○柏木委員長

ありがとうございました。 渡辺課長補佐、何かありましたら。

○渡辺省エネ・新エネ部新エネ課長補佐

新エネルギー対策課の課長補佐の渡辺でございます。皆さんにいただいたコメントに全部コメントしているとまた同じ時間がかかってしまいますので、本日の議事の範囲の中でいただいた中身で、新設・既設については、大塚委員からのご質問もありましたけれども、非常に多くのご意見をいただきました。

当初の考え方をご説明しますと、当然ながら、再生可能エネルギーの導入拡大というのは低炭素社会、それから新しい成長の実現というもので、非常に意義深いものだと考えております。この方針はここ10年来変わってないわけございまして、先に始めていただいた方々のご努力でありますとか取り組みというのは、まさにフロンティアという意味で大変ありがたいことだと思っております。

まして、マクロで見たときに再生可能エネルギーの導入拡大をどんどん進めていくときに、今もう既に導入されているものというのは引き続き再生可能エネルギー発電というものの運営を維持していただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

一方で、国民負担と系統安定化対策と導入拡大のバランスを取るということも大枠に書かせていただいたとおりの方針でございまして、国民負担をできる限り抑えるんだ、必要最小限度にするんだと。そうした中で最大限に導入効果を高める、費用対効果を良いものにするんだという考え方に立ったところでございます。

したがって、大枠では、新たな導入の促進が主目的であるから、新設を対象とすることは制度の基本ラインなんだということですが、既設、もう既に入っている再生可能エネルギー発電につきましても、著しい影響ですけれども、こういったものを生じさせないという観点。したがって、価格等に差をつけて買い取るみたいな措置を講じないことには、全体として再生可能エネルギーの全量買取制度の普及が促進しない、こういうふうに考えて今回の事務局案みたいなご提案をさせていただいたところでございます。

皆さんのご意見も踏まえましてまたいろいろ検討いたしますけれども、実際に今、相対で結ばれている契約の中にどこまで国としてコミットメントできるかということも非常に

難しい問題でございます。また一方で、買取制度というものの自体が、買い取りを行う義務ということの中核に形成されております。したがって、絶対に売らなきゃいかん義務というものでもないものですから、別途、個別に、個々の事情で相対契約を結ぶ、その結果、高い価格になるのか低い価格になるのかということもございますけれども、そういった例外的な場合もありますでしょう。そういうことをいろいろ含めながら、法制的な検討を今後もやっていきたいと思っておりますので、またご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○柏木委員長

どうもありがとうございました。課長補佐は今回初めてぐらいのご発言ですね。

○渡辺省エネ・新エネ部新エネ課長補佐

そうです。

○柏木委員長

そうですか、どうもありがとうございました。いずれにしても、RPSは量を決めて価格で調整。フィードインタリフは価格を決めて量で調整と。市場がうまく機能すれば、着地点は同じになっていくのだらうと思うんですけども、ただ、政治主導という形でフィードインタリフをやれということですから、そういう意味では混乱のないように、先にきちっと入れる志のあった方々が著しい損失をこうむらない、そういうルールはきちっとした上で進めていく必要があると思っておりますよね。

共通して言えるのは、どういう方向でこれから制度設計を最終的に決めていくかに対して、説明を明確かつ、理論的にやっていくということは重要だと思っておりますので、皆さんからいただいた中には相反する意見ももちろんあるわけですが、それらを1つつ整理をして、例えばバンキングもそうですし、整理をしながら、既設・新設問題も対応したいと思っております。

これから制度を創出していく段階に入っていくんだと思っておりますけれども、法整備を考慮されるようです。そうすると、法的な技術的な問題やできることできないこととございますから、私も中立的な立場で対応し、かつ、事務局と相談しながら、皆さんに1つつご相談して対応したいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

いずれにしても、ほぼ27～28人の方にご発言いただいて、極めて明快なメッセージをいただきましたので、心からご協力に関しまして厚く御礼申し上げます。

最後に何か、今後のスケジュールで何かあれば。

○渡辺省エネ・新エネ部新エネ課長補佐

最後に今後のスケジュールだけご説明させていただきます。本日は新設・既設の扱いに関する事項ですとか、RPS制度といった、制度の今後の扱いに関する事項についてご議論いただきました。次回は次世代送配電システム検討会などを主たる検討の場としております事項としまして、例えば地域間調整のあり方ですとか費用回収の具体的な方法論みたいなことを議題として設定させていただいて、皆様からご議論をいただきたいと考えております。

次回の委員会につきましては、12月3日金曜日の3時から5時を軸に調整させていただいております、こちらで開催を予定しております。当日は、場所も含めまして詳細な情報につきましては再度、事務局から皆様にお知らせしたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

3. 閉会

○柏木委員長

どうもありがとうございました。またよろしくどうぞお願いいたします。

— 了 —

【問い合わせ（買取制度小委員会）】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

新エネルギー対策課再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線：4455）

FAX：03:3501-1365

【問い合わせ（RPS法小委員会）】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室

電話：03-3580-3023

FAX：03:3501-1365